

敦賀火力発電所1号機
高圧ガス貯蔵所における手続き不備に関する
再点検結果および再発防止対策の報告について

平成28年8月29日
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月29日）、敦賀火力発電所1号機の高圧ガス貯蔵所における手続き不備について、以下の通り再点検結果および再発防止対策を福井県に報告いたしましたので、お知らせいたします。

当社の敦賀火力発電所1号機の高圧ガス貯蔵所において、高圧ガス取締法に基づき申請^{*1}した窒素ガスポンベの設置許可数量を超えて貯蔵^{*2}していたこと等について、8月19日に福井県から指示文書「高圧ガス保安法の遵守について」を受領しました。
（8月19日お知らせ済み）

当社は福井県からの指示を受け、高圧ガス保安法に基づく許可・届出等について、同様の事例がないか再点検を行い、その結果と再発防止対策について、本日（8月29日）、福井県へ報告いたしました。

【福井県への報告概要】

1. 再点検結果

- ・福井県内の対象となる全ての事業所において再点検を行った結果、高圧ガス保安法に基づく手続き不備がないことを確認した。

2. 再発防止対策

- ・新たに作成した高圧ガス保安法に関する教育資料により、発電所の全所員に対し定期的に教育を実施。
- ・高圧ガス保安法の許可申請・届出に関する手続きを確認・承認するチェックリストを確実に運用し、手続き不備がないよう管理を徹底。
- ・高圧ガス貯蔵所において、許可されているガスの種類および貯蔵量ならびに関連法令手続きの必要性を現場に掲示。

当社としましては、今後、同様の手続き不備が発生しないよう再発防止対策を徹底し、より一層の法令遵守に努めてまいります。

※1 高圧ガス取締法に基づく申請

同法第16条で定める高圧ガス貯蔵所の設置許可を申請した。

※2 設置許可数量を超えた貯蔵

高圧ガス貯蔵所は、貯蔵量1,750m³(ガスボンベ250本分)で設置許可を受けていたが、貯蔵量1,925m³(ガスボンベ275本分)を貯蔵していた。

以 上